

**電気事業者による新エネルギー等の利用に関する
特別措置法に対する意見**

2002.02.27
自然エネルギー促進議員連盟
法制化ワーキングチーム

自然エネルギー促進議員連盟では、過去一兩年の研究の結果、自然エネルギー供給促進、とりわけ自然エネルギーによる発電とその利用を政策的に促進する緊急の必要性があることを認識し、二つの「自然エネルギー供給促進法案」を準備した。その一は、いわゆる「固定価格買い取り方式」を制度化するものであり、その二は、「証書取引を伴うRPS」を制度化するものである。

我々はこれら二法案のいずれかを法制化することを最善としつつ、政府によるRPS法制化を促すことにも努めてきた。

このたび、政府による標記法律案が準備されていることは、我々の運動の成果であると認識するものであるが、準備されている法律案を精査すると、その内容は、なお重要な改善を加えるべきものであると考える。

したがって、ここに、下記の通り同法案に対する我々の意見を表明して、政府の善処を要請するものである。

記

1．地球温暖化対策との関連について

本法案は、COP7 合意を受け、地球温暖化防止のための国内対策の一環として制定されるべきものであるから、その趣旨を目的規定の中に明確に規定すること。

2．新エネルギー等の定義について

再生可能なバイオマスエネルギーを新エネルギーとして法律上明確に位置づけるとともに、廃棄物エネルギーについては、石油起源の廃棄物によるエネルギーを除外すること。

3．新エネルギー等電気の基準利用量について

基準利用量の決定は、経済産業大臣が行うものであることを法文上で明確にするとともに、基準利用量は、新エネルギーの種類ごとに定めることとする。

4．総量買い上げの確保について

電気事業者が、新エネルギー等電気の総量を適正価格で買い取ることを保証する仕組みを設けること。

5．新エネルギー等電気の基準利用量にかかる情報公開について

基準利用量の設定及びその達成の状況に関する電気事業者等の情報開示義務を規定すること。

6．発電設備及び系統連結に関する助成等について

自然エネルギー発電設備に対する国の助成の根拠規定を設けるとともに、系統連結の効率化等に関する措置を規定し、必要な助成の根拠を規定すること。

7．主務大臣の追加について

農林水産大臣、環境大臣及び国土交通大臣を主務大臣に加えること。